

12 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福岡県市町村職員共済組合

福岡県市町村職員共済組合は、福岡市・北九州市を除く福岡県内の各市町村常勤職員を組合員とし、組合員の掛金と事業主である各市町村の負担金により運営されています。組合は組合員とその家族の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とし、以下の事業を行っています。

- ・短期給付事業・・・組合員とその家族(被扶養者)の病気・けが・出産・死亡・休業・災害に対する給付事業
- ・長期給付事業・・・組合員の退職・障害・死亡に対する年金(一時金)の給付事業
- ・福祉事業・・・健康保持・疾病予防、宿泊施設利用助成券の発行、貯金・貸付等の事業

(2) 職員福利厚生のための独自の制度の概要

志免町職員互助会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員の相互共済及び福利増進を目的として設置された組織で、会員の掛金のみで運営されています。主な事業としては、スポーツ、文化に関する自主事業の開催や生活資金の貸付、団体保険の取扱い等を実施しています。

令和4年度の志免町職員互助会歳入決算額は、3,726,214円となっています。

(3) 公務災害及び通勤災害の概要

公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)又は通勤による災害を受けた場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区分		令和4年度		令和3年度	
		傷病	死亡	傷病	死亡
公務上の災害	新規認定件数	0	0	0	0
通勤災害	新規認定件数	0	0	0	0

(4) 公平委員会の業務の状況

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与等の勤務条件に関して公平委員会に当局が措置を講じるよう要求することができます。

② 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他のその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。